

平成22年度教育委員会事務点検評価(平成21年度実施事務事業)評価表

1 事務事業の基本事項

整理番号 33

事務事業の名称	指定文化財管理事業		担当部課	教育委員会 生涯学習部 社会教育課	
			電話番号	04-2953-1111 内線5674	
実施期間	昭和51年度 ~				
総合振興計画における位置づけ	5章	人を育み文化を創造するまちをめざして	実施計画(H21~23)事業名	指定文化財管理事業	
	4節	文化振興と国際交流の推進			
	1項	想像性豊かな文化の振興	個別計画等の名称	狭山市生涯学習基本計画	
	2目	文化財の保存・継承と公開			
実施根拠	文化財保護法				
事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務+自治事務				
事業開始の背景等	長い歴史の中で、今日まで伝えられてきた貴重な文化財を後世に継承するため保護・保存するとともに、これを広く公開することが求められている。				

2 事務事業の目的・内容

目的	貴重な文化財を後世に継承するため保護・保存するとともに、広く市民へ公開することにより、郷土の歴史や文化財に対する理解を深めて、愛護意識の高揚を図る。	
対象	埼玉県指定文化財・狭山市指定文化財等	
活動内容	市内には、県指定文化財が8件、市指定文化財が45件ある。平成21年度は、七曲井除草管理等業務委託、指定文化財説明板板面交換等工事を行った。また、廣瀬神社の大ケヤキの管理工事及び柏原郷土芸能会太鼓の皮張替え修繕ほか2件の事業に補助金を交付した。あわせて、民俗芸能の継承に取り組む、入曽の獅子舞保存会ほか5つの団体に対して補助金を交付した。	
(下段)前年度の方向性に対する改善活動	(前年度方向性評価)	引き続き、文化財の保護・保存に取り組み、郷土の歴史や文化に対する理解を深め、文化財愛護意識の高揚を図ることに努めた。
環境配慮	継続	
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・負担 <input type="checkbox"/> その他( )	

3 事務事業の実施状況と成果

区分	指標名	区分	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値の根拠・考え方
(活動状況指標)	指定文化財の件数(県・市)	目標値	件	54	53	53	53	実績をもとに設定
		実績値		53	53	53		
		達成率		98.1%	100.0%	100.0%		
(活動状況指標)	民俗芸能等の存続件数	目標値	件	17	17	16	16	実績をもとに設定
		実績値		17	16	16		
		達成率		100.0%	94.1%	100.0%		
(成果指標)		目標値						
		実績値						
		達成率						

4 事業費

		区分	単位	19年度	20年度	21年度	22年度	
経費	直接費	予算額	千円	1,902	1,700	1,433	1,307	
		決算額	千円	1,737	1,817	1,401		
		財源内訳	国県支出金	千円				
			その他特定財源	千円				
	一般財源		千円	1,737	1,817	1,401		
	人件費	従事職員数	人	0.25	0.25	0.25		
		人件費(従事職員数×平均給与)	千円	2,241	2,294	2,299		
		事業費計(直接費決算額+人件費)	千円	3,978	4,111	3,700		
効率性指標	指標名	指定文化財数	件	53	53	53	1単位当たりの経費	
	単位コスト	指定文化財1件当たりの経費	円	75,057	77,566	69,811		

5 事務事業の評価

第一次評価(担当課による評価)

項目	評価の視点	評価	評価理由
個別評価	必要性	4	貴重な文化財を後世に伝えていくため、必要な保護・保存を図るとともに、広く公開することは市の責務である。
		4	
	有効性	4	民俗芸能等をはじめとする大部分の無形文化財は、保存会などにより、引き続き保存・継承が図られている。また、有形文化財は個人や寺社が所有し管理しているものが大部分だが、善良に保存が図られている。
3			
効率性	手段の最適性 コスト効率の向上 受益者負担の適正化 執行体制の効率化 など	4	大部分の指定文化財は、個人や寺社及び保存会により管理されており、現在のところ、市の経費負担は限られた額にとどまっている。
		4	
		< 5段階評価 > 5:極めて高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:かなり低い	
<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 内容の見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 完了			
今後の方向性	貴重な文化財を後世に伝えるため、引き続き、指定文化財のうち、有形文化財については管理者の協力により保存を図るとともに、無形文化財については保存会の活動を支援して保存・継承を図る。そして、適切な助成を行い、文化財の保存・継承に努めていく。また、新たな文化財の指定に向けて調査を行っていく。		

6 その他(学識経験者の意見等)

発掘された文化財を利用して、展示活動を行うなど、有効利用と事業関連の検討を行うべきであろう。